

第22回浜中町農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成28年3月30日(水) 午前10時00分

2. 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3. 出席委員 12名

1番 百々英夫

3番 永洞忠志

4番 穴吹 栄

5番 白川俊明

6番 新井功仁恵

7番 橋場和幸

8番 嗟峨弘巳

9番 松家忠夫

10番 白川英之

11番 谷口正明

12番 堀金澄恵

13番 梅原順一

4. 出席職員 3名

事務局長 上 田 幸 作

農政係長 酒 井 美 和 子

農地係長 横 山 弘 昭

5. 議 事

日程第 1 総会成立報告

日程第 2 開会

日程第 3 議事録署名委員の指名

日程第 4 会期の決定

日程第 5 会務報告

日程第 6 報告第1号 農地法第18条の規定による合意解約について

日程第 7 議案第1号 農地法第6条の規定による農業生産法人の定期報告
について

日程第 8 議案第2号 別段面積（下限面積）の設定について

日程第 9 議案第3号 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点
検・評価（案）について

日程第10 議案第4号 農業委員会職員の任免について

日程第11 次回総会日程（予定）について

事務局 長

第22回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。

本日の会議の出席委員は、在任委員12名のところ12名全員の出席でございます。よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことを、御報告申し上げます。

それでは、開会にあたり会長より御挨拶をいただきます。

議 長

おはようございます。年度末ということで大変お忙しい中、第22回総会に全員の出席をいただき大変ありがとうございます。

さて、御案内のとおり3月4日に代理と農政部長、局長、私と4人で町長に建議書を提出いたしました。町長からは町の執行方針と似ているという言葉いただきましたけれども、これから皆様方と一緒にしっかり検証していきたいと思っております。

また、建議書についての特別委員会につきましては、3月23日に委員の皆様方に報告をして特別委員会を解散いたしました。昨年の3月以来、代理を始め特別委員会に関わられた委員の皆様方には、長期間にわたり大変ありがとうございました。

さて、皆様方も御承知のように、局長が3月31日付けで定年退職となります。長年にわたり浜中町の振興に貢献され、農業委員会の局長としては3年間御活躍をいただきました。大変ありがとうございました。また、横山係長におかれましては、1年間ではありましたが、農地業務全般にわたり対応していただきました。大変ありがとうございます。今後は農業振興係長として農林課に異動します。新たな職場に行かれましても、今までの手腕を生かしていただき、今後の活躍に期待したいと思っております。

今回が最後の総会となろうかと思っておりますので、色々とお世話になったことに対しお礼を申し上げ、開催にあたっての挨拶に代えさせていただきます。

本日は大変御苦労さまでございます。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、6番 新井委員、7番 橋場委員を指名いたします。

日程第4 会期の決定を議題とします。

本総会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長	異議なしと認めます。 よって、本総会の会期は、本日 1 日と決定いたしました。 日程第 5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。
事 務 局 長	(会務報告あるも省略)
議 長	事務局より報告が終わりました。ただ今の会務報告を含め、本日の議案関係以外で質問等があれば、これを受けます。
各 委 員	(なしの声)
議 長	ないようなので、これで、会務報告を終了します。 日程第 6 報告第 1 号農地法第 1 8 条の規定による合意解約についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。
事 務 局 長	報告第 1 号農地法第 1 8 条の規定による合意解約について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。 農地法第 1 8 条第 1 項及び第 2 項では、「農地又は採草放牧地の賃貸借の当事者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除、解約の申入れ、合意による解約をしてはならない。ただし、合意による解約が、土地を引き渡すこととなる日より 6 ヶ月以内前に成立し、その旨が書面において明らかである場合は、この限りでない。」と規定されております。 また、同条第 6 項の規定では、「その解約が行われた場合には、当事者は農林水産省令で定めるところにより、農業委員会に通知をしなければならない。」とされております。 本案は、羨古丹〇〇番地、〇〇〇〇氏が、姉別南 5 線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に農地法第 3 条により賃貸借していた土地の合意解約であります。対象地は羨古丹〇〇〇番ほか〇筆で、面積は〇〇万〇、〇〇〇㎡、契約期間は平成〇〇年〇〇月〇日から平成〇〇年〇月〇〇日までとなっておりますが、この度の解約により平成〇〇年〇月〇〇日に土地の引き渡しが行われております。 以上、本人からの届出に基づき、御報告申し上げますので、御承認くださるよう、よろしく願いいたします。
議 長	事務局より提案理由の説明が終わりました。

	これから、報告第1号の質疑を行います。質疑ありませんか。 10番白川委員。
白川(英)委員	合意解約をしたあとの流れについてはどのようになっていくのか説明をお願いします。
農地係長	この度の解約のあとは2名の方で借りる予定でおりまして、○筆の農地を○筆と○筆に分けて賃貸借の設定を行う流れになるかと思えます。
議長	他に質疑ありませんか。
各委員	(質疑なしの声)
議長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、採決いたします。 お諮りします。 本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。
各委員	(異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。 よって、報告第1号は、原案のとおり承認されました。
事務局長	日程第7 議案第1号農地法第6条の規定による農業生産法人の定期報告についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。 議案第1号農地法第6条の規定による農業生産法人の定期報告について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。 農地法第6条第1項では、「農地若しくは採草放牧地を所有し、又はその法人以外の者が所有する農地若しくは採草放牧地を耕作の事業に供している農業生産法人は、農林水産省令で定めるところにより、毎年、事業の状況その他農林水産省令で定める事項を農業委員会に報告しなければならない。」とされております。 農業委員会はその報告に基づき、農地法第2条第3項で定められている農業生産法人としての要件を確認し、総会で決定することとされておりますが、確認すべき要件としましては、1点目の形態要件として、株式会社、有限会社、農事組

合法人等のいずれかに該当しているか、2点目の事業要件として、主たる事業が農業であるか、3点目の構成員要件として、出資者である株主又は社員が、農地又は労働の提供者であるか、4点目の業務執行役員要件として、役員の過半が年間150日以上事業に従事する構成員で、さらにその過半が、60日以上農作業に従事しているかとなっております。

本案は、霧多布西4条1丁目〇〇〇番地、〇〇〇〇 〇〇〇〇から〇月〇〇日付けで報告を受けたものでございますが、別記様式「農業生産法人要件確認書」に記載のとおり、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件の全ての要件を満たしているものと思われまますので、御確認いただきたく、ここに提案した次第でございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農地係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農地係長

(詳細説明あるも省略)

議長

これから、議案第1号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第2号別段面積(下限面積)の設定についてを議題とします。
提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長

議案第2号別段面積(下限面積)の設定について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法第3条第2項第5号では、「農地又は採草放牧地の権利を取得しようとする者が、その取得後に耕作する農地及び採草放牧地の面積の合計は、北海道で

は2ヘクタール、都府県では50アールに達しない場合、これを許可してはならない。」とされております。

これは、経営面積があまりに小さいと生産性が低く、効率的かつ安定的に農業経営が継続されないことが想定されるため、許可後に経営する農地面積が一定以上にならないと許可できないとするものです。

平成21年12月施行の改正農地法では、農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部について、農地法で定める面積の範囲内で別段の面積を定め、これを公示したときは、その面積を下限面積として設定できることとなり、さらに、平成22年12月22日付けで一部改正された農業委員会の適正な事務実施についてにより、農業委員会は、毎年、下限面積の設定又は修正の必要性を利用状況調査に基づき検討し、その結果を市町村のホームページ等で公表することとされました。

今回、協議していただく内容としましては、議案書8ページの(1)の適用については、設定しようとする下限面積未滿の農地を経営する者の数が、総数の百分の四十を下らないように算定されているか、次に(2)の適用については、設定区域内に耕作の目的に供されていない農地が該当する場合には、(1)の規定にかかわらず、その区域内の農地の保有又は利用状況及び将来の見通しから見て、新規就農を促進するために適当と認められる面積としているか、この2点について、確認をいただくものでございます。

本町には、2010年の農林業センサスにおいて、2ヘクタール以上の農地を経営する農家は9割を超えており、かつ農地法第30条に基づく利用状況調査の結果、町内に耕作放棄地は存在しないため、現行の別段面積(下限面積)2ヘクタールの変更は行わないということで、平成28年度の別段面積の設定をさせていただきたいと考えております。

以上、提案の理由及びその内容を御説明申し上げましたので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第2号の質疑を行います。質疑ありませんか。

9番松家委員。

松 家 委 員

2ヘクタール以上の農地がなければ農家ではないということなのでしょうか。

事 務 局 長

お答えいたします。

例えばでございますけれども、仮に5反歩の農地を持って経営している農家があります。そこに1町歩の農地を買うなり賃貸するなりの申請が出たときに、合

わせても1.5町歩にしかありません。2ヘクタールより少なくなります。そういったときの農地の権利移動は、経営上安定していかないでしょうということで農業委員会としては認められませんということになります。仮に、その方が5反歩持っていて2町歩なり3町歩の農地を借りるなり買うなりするという届出があった場合には許可ができます。そのような内容になっております。

経営状況的に見て、北海道は2ヘクタール以上の経営面積がないと安定して継続できないということで、そういう農地の移動は認められませんよということでございます。

法令によって北海道は2ヘクタールということで決められておりますけれども、地域によっては5ヘクタールでなければなかなか難しいという判断があれば、ここで下限面積を5ヘクタールにしたりできるのですけれども、浜中町としては法令どおり2ヘクタールということで面積を決めており、それをあえて狭くしたり広くしたりする必要はないのではないかとということで、北海道と同じ2ヘクタールで設定して提案しようということでございます。

議 長 松家委員。

松 家 委 員 そうなると畑作関係はもっと狭くてもいいと思うのですが、そういうわけにはいかないのでしょうか。

事 務 局 長 その地域の農業委員会で、うちの町は0.5ヘクタールで設定しますということであれば、その面積で設定している町村もあります。それは、その地域の農業委員会で決定できますので、2ヘクタールから上げることも下げることもできますよということで、それを毎年総会に諮って決定してくださいということでございます。

議 長 他に質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第3号平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第3号平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について、提案の理由を御説明申し上げます。

平成21年1月23日付け20経営第5791号による「農業委員会の適正な事務実施について」では、「農業委員会は、活動の点検・評価とその達成に向けた活動計画の検討を毎年1月から2月にかけて行い、その検討結果を踏まえ3月末までにホームページ等に公表し、地域の農業者から意見聴取を行い、さらに意見・要望があった場合にはそれを補正の上、最終決定したものを市町村のホームページ等で公表する。」とされています。

今回提案の「平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」については、本総会でその内容を審議していただいた後、今月末までにホームページ上で公表し、地域の農業者に対し意見・要望等の募集を行い、意見があった場合には、それを踏まえたものを最終的な案として調整し、再度総会に提案し決定していただくこととなっております。

なお、例年あわせて提案しております平成28年度の活動計画(案)については、本年4月1日施行の改正農業委員会法により新たに示される様式での作成となることから、その様式の提示を受けてから作業を進める予定であります。

以上、提案の理由を御説明申し上げますが、詳細につきましては農政係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農 政 係 長

(詳細説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第3号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、採決いたします。

お諮りします。

各 委 員	<p>本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p>
議 長	<p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。</p>
事 務 局 長	<p>日程第10 議案第4号農業委員会職員の任免についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。</p>
事 務 局 長	<p>議案第4号農業委員会職員の任免について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。</p> <p>農業委員会職員は、一般職たる地方公務員であり、農業委員会等に関する法律の規定を受けるほか、その身分取扱処遇等については地方公務員法の適用を受けるものとなっております。</p> <p>本案は、農業委員会等に関する法律第20条第3項の規定に基づき、職員の任免を受けようとするものでありますが、町の人事異動に伴い、事務局長 上田幸作、農地係長 横山弘昭の浜中町への出向と、町部局より箱石雄彦と中田昌浩を農業委員会職員として採用させる旨の申し出が町長からありました。</p> <p>この度採用する箱石雄彦につきましては、現在、教育委員会の生涯学習課長職にありますが、この度農業委員会職員に任命の上、事務局長に発令しようとするものでございます。また、中田昌浩につきましては、現在、町の防災対策室 防災係長の職にありますが、同じく農業委員会職員に任命の上、農地係長に発令しようとするものでございます。</p> <p>発令月日につきましては、上田幸作の町への出向は3月31日、横山弘昭の町への出向は4月1日、箱石雄彦と中田昌浩の農業委員会職員の採用と事務局長、農地係長への任用については、4月1日付けをもって発令をしようとするものでございます。</p>
農 政 係 長	<p>以上、提案の理由及び内容について御説明申し上げましたが、任免事項については農政係長に朗読させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。</p> <p>(任免事項朗読あるも省略)</p>
議 長	<p>事務局より提案理由の説明が終わりました。</p> <p>これから、議案第4号の質疑を行います。質疑ありませんか。</p>

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第11 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。

事 務 局 長 次回総会日程については、4月28日、木曜日、午前10時からを提案いたします。

議 長 事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、4月28日、木曜日、午前10時からということよろしいでしょうか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議がないようなので、次回総会日程については、4月28日、木曜日、午前10時からに決定いたしました。

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。
これで、第22回浜中町農業委員会総会を終了いたします。
御苦労さまでした。

閉会時刻 午前11時00分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会

会長 梅原 順一

浜中町農業委員会

6番 新井 功仁恵

浜中町農業委員会

7番 橋場 和幸